# 平成 3 1 年度 事業計画

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

# 宮古市社会福祉協議会基本方針

# 誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します!!

宮古市社会福祉協議会は、自分たちが暮らす地域で福祉活動を推進するため、住民自らの行動を柱に地域における生活環境等を考慮しながら、地域の自主性や主体性に基づき"誰もが安心して暮らせる地域づくり"に地域住民等と相互に協力して取り組みます。

# 重 点 目 標

#### 【中期経営計画の策定】

- 〇岩手県社会福祉協議会が主導して取り組む、県内全市町村社協中期経営計画の策定について、宮古市社会福祉協議会においても、「中期経営計画」策定に向けて、計画内容の検討・協議を行う。
  - ▶ 平成 31 年度 (2019 年度) ~ 平成 33 年度 (2021 年度)
  - ➡詳細は、平成 31 年度事業計画(新規)の動向に記載・・・P85~P92 参照

#### 【地域福祉活動計画の推進】

- 〇地域福祉の充実を目指し、誰もが安心して暮らすことができるよう相談機能の充実と生活支援活動等による地域づくりに努めます。
  - ➡第1期宮古市地域福祉活動計画[平成27年度(2015)から平成32年度(2020)]評価及び第2期宮古市地域福祉活動計画[平成33年度(2021)から平成37年度(2025)]改定準備

#### 【地域生活課題解消対応】

- 〇生活課題を抱えていながら相談につながらない住民に対し、支援関係機関等による 包括的な支援体制の整備を図りながら、地域生活課題の解消に取り組みます。
  - ⇒宮古市地域包括支援センターの受託(みやこ南部・みやこ西部・みやこ北部・みやこ中央) 4 地域…中学校区単位に新規開設
    - ・平成30年度受託4地域と合わせて8地域包括支援センター設置
  - >>宮古市生活支援体制整備事業の受託(生活圏域)7圏域に新規開設
    - ・平成30年度受託4圏域と合わせて11生活圏域に設置

#### 【地域貢献活動】

- 〇福祉サービス提供の担い手として培った技術等を活かし、地域づくりの手本となる よう日常生活において支援を必要とする住民の支援活動に取り組みます。また、地域主 体のサロンやほっとほーむ、介護予防教室等の活動支援に努めます。
  - ➡地域資源と連携した地域貢献活動の推進

#### 【高齢者等支援の充実】

- 〇住民を支える福祉関係団体や幅広い分野の活動主体と連携した活動の実施に向けて支援 機能の充実に努めます。
  - ➡宮古市生活支援体制整備事業による協議体の設置及び支援活動

## 【生活支援の取り組み】

- 〇日常生活をおくるうえで抱える生きづらさの解消や地域生活の充実が図られるよう、地域住民や支援関係機関等と連携し支援に取り組みます。
  - >> 宮古市生活困窮者自立支援事業の受託業務(継続)
  - ▶宮古市生活復興支援センター受託業務(継続)

#### 【組織の役割と経営安定の取り組み】

- ○社協事業活動や社会福祉法人としての公益的な活動については、制度改正や地域環境等の変化に対応しながら、組織活動の健全化と持続可能な経営環境を整えるよう取り組みます。
  - ➡高齢者・障害者等支援を必要とする方への支援が、継続して行われるよう共生型サービスへの移行を進める。
  - ▶地域福祉推進体制を包括的なものとするため事務機構の改編に取り組む。
  - ➡経営の健全化に向けた事業見直しや業務改善に努めるとともに、持続可能な経営 を維持するため行政支援を要望する。

## 平成31年度事業(廃止・新規)の動向

# 1 事業廃止

# (1) 宮古市地域包括支援センター清寿荘総合相談支援センターブランチ受託業務

- ○宮古市直営の地域包括支援センターが委託するブランチ(一分野委託)相談業務については、地域包括支援センターの運営を受託する法人がブランチ委託を受けている場合は、 受託地域包括支援センターがその相談機能を有するため廃止(地域包括に移行)される。
  - 1)移行対象地域包括…みやこ南部地域包括支援センター(津軽石中・重茂中学校区)
  - 2)移行年月日…平成31年4月1日(予定)
  - 3) 現委託料…3,300,000 円/年額
  - 4)配置職員…1人(生活相談員)

#### (2)宮古市手話奉仕員養成講座受託業務

- 〇宮古市から受託している手話奉仕員養成講座については、宮古市において平成31年度から宮古圏域市町村事業として、県聴障協に委託し実施する方針が示されたことから受託を廃止する。
  - 1) 廃止年月日…平成 31 年 3 月 31 日
  - 2) 現委託料…750,000 円/年額
  - 3)配置職員…1人(兼任)

## (3)宮古市福祉コミュニティ復興支援事業受託業務

〇宮古市から受託している福祉コミュニティ復興支援事業については、災害公営住宅への 入居が完了し、それぞれの地域や公営住宅において定期的な集会や自治会が形成され、 事業縮小してきていることから被災者支援を岩手県社会福祉協議会委託事業の生活支援事業へ一本化する。今後もコミュニティの希薄な地域においては、地域支援活動や生活復興支援センター及び生活支援コーディネーターが連携し、醸成に取り組む。

- 1) 廃止年月日…平成 31 年 3 月 31 日
- 2) 現委託料…21,079,200 円/年額
- 3)配置職員…7人

# 2 新規事業

- (1) 中期経営計画の策定
  - ●経営に関する平成31年度(2019年度)からの動向及び方針(案)

#### く動 向>

- ①市町村社会福祉協議会での中期経営計画の策定については、岩手県社会福祉協議会が主導し、県内全市町村社会福祉協議会で「中期経営計画」の策定に取り組むこととしている。
- ②その進め方としては、
  - 〇岩手県版「市町村社協中期経営計画策定マニュアル」の作成及び説明会の 開催
  - 〇マニュアル作成に向けた検討を、県内市町村社協の計画策定担当者による「市町村 社協中期経営計画策定マニュアル」作成検討委員会で実施(2019 年度~)
  - 〇説明会は、マニュアル作成検討委員会委員が説明役となり、県内 10 圏域で開催(2020年度~)
- ③市町村社協中期経営計画策定推進アドバイザーの派遣
  - 〇マニュアル作成検討委員会委員がアドバイザー役となり、県内各市町村社協 の中期経営計画策定をアドバイス支援(2020年度~)
- ④市町村社協経営研究会の開催
  - 〇各市町村社協の中期経営計画策定に係る取り組み方の情報交換の機会として年1回開催(2019年度~)

#### <方針(案)>

- ●宮古市社会福祉協議会における「中期経営計画策定」の方針(案)
  - □低迷する経営の改善を図り、健全な状態を永続的に維持・発展するために、中期経営計画の策定は必要不可欠であることから、「市町村社協中期経営計画策定マニュアル」に基づき、「宮古市社会福祉協議会中期経営計画」を策定する。(2019年度~2021年度)
- 1) 計画策定にあたっての検討事項
  - ①組織・事務機構の改編 ②事業の改廃 ③事務・業務の見直し ④新規事業の検討
  - ⑤職員体制・職員配置 ⑥給与・手当等の見直し ⑦その他関連する事項
- 2) 計画策定にあたっての検討組織
  - ①検討すべき事項が多種かつ各事業と関連することから、現在、当協議会で設置 している「組織検討専門委員会・地域福祉推進専門委員会・企画調整専門委員

会・危機管理専門委員会委員で構成する<u>「宮古市社会福祉協議会中期経営計画</u> 策定委員会(仮称)」を設置して中期経営計画(案)を策定する。

(2019 年度~2021 年度)

- ②このことに伴い、<u>平成30年度に設置を計画した「事業活動適正化検討会(仮称)」</u> については設置を見送りとする。
  - ※「事業活動適正化検討会(仮称)」において、検討を予定していた事項・社協活動の安定した経営に向けた検討
    - ・地域福祉活動財源に見合う適正な助成等の検討
- 3) 宮古市社会福祉協議会中期経営計画策定委員会(仮称)委員構成(案)
  - ①委員構成
    - イ 理事委員の任期が、平成 29 年 6 月 27 日~平成 30 年度に関する定時評議員会の終結の時まで(平成 31 年 6 月開催予定の評議員会の時までが現理事の任期)であることから、新理事選任後に会長が各専門委員会委員を任命し、その委員をもって構成する。
    - 口 評議員委員については、任期が平成32年度に関する定時評議員会の終結 の時まで(平成33年6月開催予定の評議員会の時までが現評議員の任期)であることから、専門委員会委員に欠員が生じている委員について会長が任命し、その委員をもって構成する。
  - ②第1回中期経営計画策定委員会の開催時期 各専門委員の任命時期及び経営計画策定を主導する岩手県社会福祉協議会の具体 的施策や取り組みの内容が明らかになった時点での開催とする。

# (2) 宮古市地域包括支援センター設置運営受託(計画概要)

- 〇平成29年度より設置を進めている宮古市地域包括支援センターの受託は、平成29年度かわい地域、平成30年度たろう、にいさと、みやこ河南地域において中学校区単位に設置し受託を継続している。
- 〇平成31年度は、全体計画に沿って「みやこ南部・みやこ西部・みやこ北部・みやこ中央」 地域包括支援センターを中学校区単位に設置し受託する。
- 1 設置受託時期及び人員配置等
  - 1)みやこ南部地域包括支援センター(津軽石中・重茂中学校区)

…平成 31 年 4 月開設(予定)

- ·配置職種等···主任介護支援専門員1人、社会福祉士1人 計2人
- · 対象高齢者数…1,962人
- 2)みやこ西部地域包括支援センター(花輪中・西中学校区)

…平成 31 年 4 月開設(予定)

- ・配置職種等…保健師又は看護師1人、主任介護支援専門員1人、社会福祉 士1人 計3人
- 対象高齢者数…3,086人

- 3)みやこ北部地域包括支援センター(第二中・崎山中学校区)
  - …平成 31 年 10 月開設(予定)
  - ・配置職種等…保健師又は看護師1人、主任介護支援専門員又は社会福祉士1人 計2人
  - •対象高齢者数…2,721人
- 4) みやこ中央地域包括支援センター(第一中学校区) …平成31年10月開設(予定)
  - ・配置職種等…保健師又は看護師 1 人、主任介護支援専門員 1 人、社会福祉 士 1 人 計 3 人
  - 対象高齢者数…4,445人
- 2 事業費予算(概算)
  - 委託料見積額 43,506千円(人件費比率72.79%)
  - ①人件費 31,672千円(法定福利費等含む10人分)
  - ②事業費 2.128千円(事務費、賃借料、システムリース料他含む)
  - ③事務費 9,706千円

# ■参考く地域包括支援センター:職種別配置人員及び委託料総括>

平成 31 年度 <u>(新規)</u> 地域包括			
地 域	職種別配置人員	委託料及び開設時期(予定)	
みやこ南部地域包括支援センタ	主任介護支援専門員 1人	11,711 千円	
一 ※拠点…津軽石地区予定	社会福祉士 1人	平成 31 年 4 月~	
みやこ西部地域包括支援センタ	保健師又は看護師 1人	16, 238 千円	
一 ※拠点…西ヶ丘又は千徳の	主任介護支援専門員 1人	平成 31 年 4 月~	
うち1地区予定	社会福祉士 1人		
みやこ北部地域包括支援センタ	保健師又は看護師 1人	6, 494 千円	
一 ※拠点…佐原又は崎山のう	主任介護支援専門員又は社	平成 31 年 10 月~	
ち 1 地区予定	会福祉士 1人		
みやこ中央地域包括支援センタ	保健師又は看護師 1人	9,063 千円	
一 ※拠点…宮町又は栄町、保久	主任介護支援専門員 1人	平成 31 年 10 月~	
田、西町、末広町の	社会福祉士 1人		
内1地区予定			
小計	10 人	計 43,506 千円…①	
平成 31 年度 (継続) 地域包括…平原	戉 30 年度から引き続く受託業務	i i	
地域	職種別配置人員	委託料及び開設時期	
かわい地域包括支援センター	看護師兼主任介護支援専門員 1人	10,811 千円	
※拠点…川井センター	主任介護支援専門員 1人	平成 30 年 2 月~	
たろう地域包括支援センター	主任介護支援専門員 1人	10,026 千円	
※拠点…田老福祉センター	社会福祉士 1人	平成 30 年 7 月~	
にいさと地域包括支援センター	主任介護支援専門員 1人	10, 353 千円	
※拠点…にいさとセンター	社会福祉士 1人	平成 30 年 7 月~	

みり	やこ河南地域包括支援セン会	看護師兼主任介護支援専門員 1人	11,589 千円
_	※拠点…総合福祉センター	社会福祉士 1人	平成 30 年 10 月~
	小 計	8人	42,779 千円…②
			(事業費・事務費を含む)
	合 計	18 人	86, 285 千円…①+②

# (3) 宮古市生活支援体制整備事業受託(計画概要)

- 〇新規4地域包括支援センターの設置に合わせ、宮古市から生活支援体制整備事業を受託し、日常生活圏域(第2階層)に生活支援コーディネーターを配置する。
- 〇支援が必要な高齢者等に対応するため、多様な事業主体との重層的な連携や生活 支援サービスの発掘、高齢者の社会参加の促進、生活支援サービスの担い手育成 等、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みを行う。
- 〇多様な事業主体との連携については、情報共有のほか生活課題の解決に向けた協議・意見交換を行う場として協議体を設置する。

#### 1 人員配置等

· // X H	· /Anet			
階 層	拠点施設(場所)	日常生活圏域等	開設予定	
第2階層	みやこ南部地域	津軽石中学校区	平成 31 年 4 月(予定)	
	※拠点…地域包括と同じ	重茂中学校区	同 上	
	みやこ西部地域	花輪中学校区	平成 31 年 4 月(予定)	
	※拠点…地域包括と同じ	西中学校区	同 上	
	みやこ北部地域	第二中学校区	平成 31 年 10 月(予定)	
	※拠点…地域包括と同じ	崎山中学校区	同 上	
	みやこ中央地域	第一中学校区	平成 31 年 10 月(予定)	
	※拠点…地域包括と同じ		同 上	

# 2 事業費予算(概算)

委託料見積額 19,293千円(第2階層4拠点7圏域)

①人件費 17,498千円(法定福利費等含む7人分)

②事業費 268千円

③事務費 1.527千円

# ■〈生活支援体制整備事業:コーディネーター配置人員及び委託料総括〉

平成 31 年度 <u>(新規)</u> 7 生活圏域				
中学校区	階層別	配置人員	委託料及び	開設時期(予定)
津軽石中学校区	2 階層	1人	6,947 千円	平成 31 年 4 月~
重茂中学校区	2 階層	1人		

花輪中学校区	2 階層	1人	6,947 千円 平成31 年4月~	
西中学校区	2 階層	1人		
第二中学校区	2 階層	1人	3, 522 千円 平成 31 年 10 月~	
崎山中学校区	2 階層	1人		
第一中学校区	2 階層	1人	1,877 千円 平成31年10月~	
小 計		7人	19, 293 千円 (事業費・事務費含む)	
平成 31 年度(継続)	平成 31 年度(継続) 4 生活圏域…平成 30 年度から引き続く受託業務			
中学校区	階層別	配置人員	委託料及び開設時期	
市内全	1 階層	1人	5, 791 千円 平成 30 年 10 月~	
河南中学校区	2 階層	1人	3,449 千円 平成30年10月~	
田老第一中学校区	2 階層	1人	3,685 千円 平成30年10月~	
新里中学校区	2 階層	1人	3,414 千円 平成30年10月~	
川井中学校区	2 階層	1人	4, 196 千円 平成 30 年 10 月~	
小 計	1 階層	1人	20,535 千円 (事業費・事務費含む)	
	2 階層	4人		
合 計	1 階層	1人	39,828 千円 (事業費・事務費含む)	
	2 階層	11人		

- (4) 第1号介護予防支援(総合事業)及び指定介護予防支援事業に関する業務受託
  - 〇各地域包括支援センター受託業務の中で行う表記業務委託については、地域 包括支援センター直営又は指定居宅介護支援事業所に委託して実施すること ができることから、委託して実施する場合の委託料を次のとおり定める。
  - 〇指定介護予防支援事業(介護保険事業)については、事業所指定申請を行い運営規程を制定して行う。
  - 1) 第1号介護予防支援業務(市町村総合事業)
    - ■介護予防ケアマネジメント

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、要介護状態等にならないための予防又は要支援状態の軽減、悪化の防止及び生きがいや自己実現のための取組を支援し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援すること。

- ◇業務内容 ・契約締結・ケアプランの作成・サービス担当者会議の開催・モニタリング及び評価・委託料の請求
- ◇委託料 1件当たり4.300円

介護予防マネジメントの一部を指定居宅介護支援事業所に委託している場合 の利用者分については、次の額を委託先事業所に支払う。

- 介護予防マネジメント費相当額である 4,300 円に 100 分の 90 を乗じた額 3.870 円
- 初回加算相当額である 3,000 円に 100 分の 90 を乗じた額 2,700 円
- 介護予防小規模機能型居宅介護支援事業所連携加算相当額である 3,000 円

に 100 分の 90 を乗じた額 2,700 円

- 2) 指定介護予防支援業務(介護保険事業)
  - ■予防給付に関するマネジメント

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護サービスが確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行うこと。また、指定介護予防支援を実施するために、介護保険法第 115 条の 46 の規定に基づき設置する地域包括支援センターの指定及び生活保護法第 54 条の 2 第 1 号に基づく介護機関の指定を受けること。

- ◇業務内容 ・契約締結・アセスメント・介護予防サービス原案の作成・サービス担当者会議の開催・介護予防サービス計画書の交付・サービス提供・モニタリング・評価・給付管理・介護報酬の請求
- ◇委託料 1件当たり4.300円

指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している場合の利用者分については、次の額を委託先事業所に支払う。

- ・介護予防サービス計画費相当額である 4,300 円に 100 分の 90 を乗じた額 3.870 円
- 初回加算相当額である 3,000 円に 100 分の 90 を乗じた額 2,700 円
- 介護予防小規模機能型居宅介護支援事業所連携加算相当額である 3,000 円に 100 分の 90 を乗じた額 2,700 円
- 3) 指定介護予防支援業務を受託することに伴う「指定介護予防支援事業所運営規定」の制定及び指定申請については、決裁でこれを行うものとする。